

メキシコから ご出発の お客様へ

出発前「検査証明書」の記載における検体方法や検査方法、検体採取時間等の不備により、日本へ入国できないケースが発生しております。ご出発前に内容のご確認をいま一度お願い申し上げます。なおご搭乗手続き時に有効な検査証明書*を確認できない場合には、日本政府の指示により、ご搭乗をお断りさせていただきます。

※検査証明書は、第一区間出発便の出発時刻から起算して72時間以内に取得したものが有効です。なお、乗継地で空港外に出た場合は滞在歴とみなされるため、乗継便の出発時刻から起算して72時間以内に取得した検査証明が有効となります。下記テキストリンク・QRコードで関係各所の該当ページへリンクできます。状況が随時変更される可能性もございますので、お客様ご自身で必ずご確認ください。

日本への入国時



メキシコ出発前
72時間以内

- [検査証明書](#)の用意
[所定フォーマット](#)のご利用をお勧めします(日本語・英語併記)
- 有効な検体方法、検査方法、検体採取時間を必ずご確認ください
- (所定フォーマットをご利用でない場合)「[検査証明書へ記載すべき内容](#)」を満たしているかを必ずご確認ください



- [メキシコ当局指定の質問票\(スペイン語・英語ページ\)](#)への事前登録が必要となります(出発12時間前より入力可能)



日本入国時に
提示が必要

- [指定アプリのインストール](#)



- [指定サイトで質問票に回答](#)



- [誓約書の提出](#) (原本が必要です)



メキシコへの入国時



- 入国条件について: メキシコ当局からの指示により、「[旅行者におけるリスク要因の特定に関する質問票\(スペイン語・英語ページ\)](#)」への事前登録が要請されています。

お問い合わせ

メキシコからのお問い合わせ: **800-062-3505** (年中無休)